



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月23日火曜日 第2076号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良事業の工事の完了.....	612
海岸保全区域の指定.....	612
海岸保全区域の指定の一部改正.....	612
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	613
道路の位置の指定.....	614
道路の位置の指定.....	614

### 告 示

#### ○愛媛県告示第 860 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。  
平成21年 6 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	北条地区	平成21年 3 月18日

#### ○愛媛県告示第 861 号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成21年 6 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海岸名	市 町	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸瀬戸海岸	今治市	農林水産省及び国土交通省	愛媛県知事	基点 1 から基点19までを順次結んだ線並びに基点19、補助点 7、補助点 6、補助点 5、補助点 4、補助点 3、補助点 2、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は真北） 基点 1 は、今治市上浦町瀬戸1310番の標柱（北緯34度13分43秒、東経 133 度 3 分22秒） 基点 2 は、基点 1 から 196 度05分20秒111.32mの標柱 基点 3 は、基点 2 から 203 度11分51秒173.12mの標柱 基点 4 は、基点 3 から 198 度31分21秒 45.56 mの標柱 基点 5 は、基点 4 から 268 度54分06秒 18.26 mの標柱 基点 6 は、基点 5 から 183 度46分34秒 38.87 mの標柱 基点 7 は、基点 6 から 102 度13分58秒 14.76 mの標柱 基点 8 は、基点 7 から 179 度24分15秒147.62mの標柱 基点 9 は、基点 8 から 193 度12分45秒 25.89 mの標柱 基点10は、基点 9 から 167 度27分20秒 22.98 mの標柱 基点11は、基点10から 152 度51分11秒 35.06 mの標柱 基点12は、基点11から 115 度58分57秒 30.20 mの標柱 基点13は、基点12から95度34分36秒 41.51 mの標柱 基点14は、基点13から 140 度45分11秒170.17mの標柱 基点15は、基点14から 225 度20分59秒 16.19 mの標柱 基点16は、基点15から 238 度00分54秒 26.23 mの標柱 基点17は、基点16から 276 度44分00秒 40.00 mの標柱 基点18は、基点17から 186 度02分37秒 37.50 mの標柱 基点19は、基点18から 138 度33分50秒 25.62 mの標柱 補助点 1 は、基点 1 から 104 度27分07秒 50.00 mの標柱 補助点 2 は、基点 2 から 100 度27分45秒 50.00 mの標柱 補助点 3 は、基点 4 から 109 度51分25秒 50.00 mの標柱 補助点 4 は、基点12から20度56分54秒 55.00 mの標柱 補助点 5 は、基点13から27度32分58秒 57.00 mの標柱 補助点 6 は、基点14から74度30分50秒 56.00 mの標柱 補助点 7 は、基点19から69度00分00秒110.00mの標柱

#### ○愛媛県告示第 862 号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3 月愛媛県告示第 277 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
燧灘沿岸				燧灘沿岸			
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域
省略				省略			
上浦港 (今治市)	瀬戸		<p>基点1から基点6までを順次結んだ線並びに基点6、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市上浦町瀬戸3885番の標柱(北緯34度13分30秒、東経133度03分11秒)</p> <p>基点2は、基点1から186度03分05秒10.00メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から96度34分06秒64.00メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から135度12分14秒133.65メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から125度18分10秒51.45メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から110度35分22秒57.60メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から69度00分00秒110.00メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点3から69度00分00秒90.00メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点5から25度19分45秒40.00メートルの地点</p> <p>補助点4は、基点6から21度09分42秒40.00メートルの地点</p>	上浦港 (上浦村)	瀬戸		<p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線及びチ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字瀬戸字宮下新田甲4508番地地先港湾区域境界標柱から105度30メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点より大字瀬戸字山王甲1375の3番地地先港湾区域境界標柱から22度30メートルの地点に至る瀬戸海岸護岸天端前肩から海面側30メートルの線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から大字瀬戸字山王甲1375の3番地々先港湾区域境界標柱まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点から202度20メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 ニ線の終点より大字瀬戸字村下甲3770番地地先標柱に至る瀬戸海岸護岸天端前肩から陸地側10メートルの線</p> <p>ヘ線 ニ線の終点から3度67メートルの地点まで引いた線</p> <p>ト線 ヘ線の終点より大字瀬戸字宮下新田甲4508番地地先港湾区域境界標柱から288度30メートルの地点に至る瀬戸海岸護岸天端前肩から陸地側30メートルの線</p> <p>チ線 ヘ線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>
省略				省略			

○愛媛県告示第 863 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6月23日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	松 木 正	西条市三芳2120番地
"	藤 原 靖 久	西条市三芳2061番地

"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波四郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1158番地 1
"	中 島 一 夫	西条市三芳1498番地
"	日 和 佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	青 野 道 男	西条市三芳1110番地

"	垂 水 文 孝	西条市三芳917番地
"	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	安 藤 治 見	西条市三芳1801番地12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	松 木 正	西条市三芳2120番地
"	藤 原 靖 久	西条市三芳2061番地
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波 四 郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1197番地
"	中 島 一 夫	西条市三芳1498番地 1
"	日 和 佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	青 野 道 男	西条市三芳1110番地
"	垂 水 實	西条市三芳917番地
"	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	安 藤 治 見	西条市三芳1801番地12

○愛媛県告示第 864 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6月23日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地
"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	合 田 義 次	新居浜市大島188 - 2 番地
"	近 藤 弘	新居浜市大島233 - 2 番地
"	川 上 八 重 子	新居浜市大島276番地
"	真 鍋 正 士	新居浜市大島460番地
"	白 石 寧 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
"	後 藤 一 誠	新居浜市大島91番地
監 事	小 山 清	新居浜市大島117 - 1 番地
"	小 西 國 夫	新居浜市大島271番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	後 藤 金 太 郎	新居浜市大島91番地
"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	合 田 義 次	新居浜市大島188 - 2 番地
"	近 藤 弘	新居浜市大島233 - 2 番地
"	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地
"	川 上 八 重 子	新居浜市大島276番地
"	真 鍋 正 士	新居浜市大島460番地
"	白 石 寧 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
監 事	小 山 清	新居浜市大島117 - 1 番地
"	小 西 國 夫	新居浜市大島271番地

○愛媛県告示第 865 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 6月23日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定年月日及び番号  
平成21年 6月15日 20東四土（道）第 8 号
- 2 道路の位置  
四国中央市土居町土居 104 番の一部、119 番の一部、120 番 6、104 番地先水路及び 119 番地先水路  
幅員 6.00～6.04メートル  
延長 73.46メートル
- 3 申請人の住所及び氏名  
四国中央市土居町北野81番地 4  
有限会社加地不動産  
代表取締役 星田 秀樹
- 4 図面省略

○愛媛県告示第 866 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 6月23日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 指定年月日及び番号  
平成21年 6月11日 21大土建（道）第 1 号
- 2 道路の位置  
喜多郡内子町平岡甲 453 番  
幅員 4.00メートル  
延長 34.70メートル
- 3 申請人の住所及び氏名  
喜多郡内子町内子 264 番地  
株式会社 とみなが  
代表取締役 富永 洪太郎
- 4 図面省略